

厚生委員会記録

1 日 時 令和元年11月25日（月曜日）

開 会 午後1時09分

閉 会 午後2時20分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 10人

委員長 高田真里

副委員長 泉英之

委員 松井邦人

// 金井毅俊

// 大島満

// 松尾茂

// 橋本雅雄

// 鋪田博紀

// 高田重信

// 高見隆夫

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【市民生活部】

部長	岡地 聡
部次長	蔵堀 茂博
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	宮津 公明
生活安全交通課長	森川 知俊
市民生活相談課主幹（調整担当）	豊岡 円
生活安全交通課副主幹（交通安全係長）	平川 元法

6 職務のため出席した者

【議会事務局】

議事調査課副主幹	朝倉 雅彦
議事調査課副主幹（議事係長）	中山 崇
議事調査課主事	北山 栞

7 会議の概要

委員長 時間前ですが、皆さんおそろいのようなので、始めさせていただきたいと思います。ただいまから、厚生委員会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 委員会記録の署名委員に、金井委員、大島委員を指名いたします。
本日の協議事項は、（仮称）自転車安全利用促進条例についてであります。
このことについては、各派代表者会議での協議を経て、議長より所管の厚生委員会で協議してほしい旨の指示があり、これまで非公式の勉強会を開催してまいりました。
正式な委員会としての協議は今回初めてとなりますので、改めまして、高田 重信委員から、自民党会派としてのこれまでの検討の経緯や条例案の内容などについて説明をお願いしたいと思います。

高田 重信委員 それでは、私のほうから少し説明をさせていただきます。詳しい内容につきましては、松井委員から補足があると思いますので、よろしく願いいたします。

まず、条例案作成の経緯につきましては、富山市が目指すコンパクトシティの1つの方策、また環境未来都市という中で、自転車の重要性は大変大きな位置を占めてきているものと思っており、自転車を安心・安全に活用できる環境づくりが必要ではないかという思いもありまして、条例が必要ではないかと考えたところです。

富山市はアヴィレで公共交通の一環としての自転車の活用もされています。こうしたことも踏まえ、また全国的にニュースになります自転車による事故の事案だとか、被害が大きくなるということも含めながら、やっぱり条例というものが需要ではないかということで、簡単な内容であります。自民党のほうから提案をさせていただいたものです。

そうした中で、条例案の内容などにつきましては、これまで各会派のほうにも3回ほどいろいろと提案をさせていただきました。きょう皆さんのお手元にあるかと思いますが、富山市自転車安全利用促進条例案は、条例の目的、持続可能なまちづくりを目指すために自転車の安全で適正な利用を推進しますということで、これから市、市民と事業者、関係団体の役割を明らかにしながら、市が実施する施策の基本的な事項を規定していきたいとい

うことで、この条例の中身を決めていきました。

富山市自転車安全利用促進条例（案）の概要のページをめくっていただきますと、2ページから今ほど言ったような条例の内容があります。特に、3ページにあります自転車損害賠償責任保険等の加入義務、この点を重視しています。もし何か事故があったときの市民の皆さんへの1つの担保といえますか、先ほど言ったような自転車をいろいろと活用していく中で、事故も増えていくので、こういうものも必要だという自覚を市民の皆さんに持っていただいて、進めていければいいなという思いであります。

そして、ヘルメット着用の効果につきましては、同ページに書いてあるとおりであります。特に幼児を乗せた2人乗り自転車だとか、そういったところについてヘルメット着用を何とか義務化できないものかというような方向で、案として提案させていただいているわけです。決して市民の皆さんにとって無理な要求をするというものではないと思っておりますし、これからのコンパクトシティ、環境問題だとか、先ほど言ったようないろいろな趣旨の中で、富山市にとっては必要な条例ではないかという思いであります。

どうか皆様のさらなる御検討をよろしくお願いしたいと思っております。内容につきましては、松井委員のほうからもう少し詳しくお願いしたいと思います。

松井委員

今、高田 重信委員からあらあらの説明はされたような気がするのですが、なぜ保険加入の義務化をしなければいけないのかということに対しての補足を少しさせていただきます。これは民間の保険会社の調べなのですが、富山市というか、富山県自体の自転車保険加入率は34.5%で、全国ワースト2位という状況です。

それで、ほかの自治体の状況を調べた上で比べてみますと、このような条例で自転車保険の義務化をうたっている市町村は一あくまでも任意で、おのおのが入るという条件なのですが一それでもやっぱり保険加入率が軒並み高い状況にあります。

一番高いのが兵庫県で六十何パーセントだったと思うのですが、そういったことで、この条例をつくることによって、保険加入の意識を高めてもらうというのが趣旨です。

実際、いろいろな保険があって、自転車を購入したときにTSマーク保険があっても、それが1年で期限が切れるということも御存じ

ない方が多いというのも現実問題としてありますので、こういった意味でも、この条例をつくることによって安全意識を高めてもらうという趣旨での条例案です。

なおかつ、本来であれば、安全対策のことを考えると、ヘルメットの着用にも踏み込んで触れていきたいという思いはあるのですが、それは道路交通法を超える条例になってしまいますので、そこに関しては努力義務という形でとどめてあるのが今回の条例案です。

何よりこの自転車保険への加入というのは、加害者もそうなのですが、被害者救済という観点から、やはり加入率を上げるというのが必要不可欠なことではないかなと思っているので、そういったことをメインとして考えている条例案です。

委員長 今ほど高田 重信委員、松井委員から説明がありました。このことについて何か御意見や御質問はありませんか。

橋本委員 今の説明では、あくまでも賠償責任保険、自転車保険が中心という考え方ですか。

高田 重信委員 条例の中身は読まれたかとは思いますが、条例全般が大事なことなのですから、特

に今回はそこを中心にしていきたいなという
思いでありますので、それだけが目的ではな
いということだけ御理解ください。

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
ここで、当委員会では、今ほど説明のありま
した自民党作成の条例案文も参考にしながら、
条例制定の可否について、議会として一致し
た意見を目指していくため今後の検討を行っ
ていきたいと思いますが、よろしいでしょ
うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように進めることといたしま
す。
次に、本条例に関係する市の所管事業など
について、担当部局である市民生活部と意見交
換を行いたいと思いますので、市民生活部を
入室させます。

〔市民生活部入室〕

委員長

本日は、委員会の所管事務調査として、本委員会より所管部局の出席を求めたものであります。

通常の委員会とは異なり、委員より自転車安全利用促進条例及び関係事業等について質問をし、市民生活部より答弁をするという形式となりますので、御承知おきください。

それでは、委員の皆さんから質問をお願いいたします。

松尾委員

条例のそもそものことについてちょっとお聞きしたいと思うのですが、国の標準条例や、ましてや、県で条例をつくっておられると。その整合性だとか、あと、県で制定されているものに対して、市でも条例を制定するという部分に対する意義というか、そういった部分での意見をお聞かせいただけたらと思います。

市民生活部長

今回、国のほうでは、自転車の利用促進という観点を重要視した上で、その中には安全というようなことも当然含めて法律を施行され、並びに、計画をつくられて、その観点から都道府県のほうにも計画の策定を求めているというような状態であったかと思えます。

同様に、計画についてはどのように行ってい

くかというものを市にも求めているというよう
な中で、国、県、市のそれぞれで必要なこ
とについて取り組むようにということになっ
ていたかと理解をしているものです。

したがいまして、国のほうで旗を振っている
といえますか、法令であったり計画で位置づ
けているものに対しまして、県あるいは市町
村のほうで再度位置づけるということは、構
造的には可能なものというふうには捉えてお
りまして、市としても次年度には新たな計画
の着手にかかっていくことを考えているとい
うことで理解をしているものであります。

高田 重信委員 私も今、自分の口で条例案の趣旨を説明した
わけではありますが、今まで富山市が取り組ん
でこられたコンパクトシティなりいろいろな
施策の中で、環境問題も含め、市民生活部と
しての自転車の位置というか、捉え方も含め
て一安全教育だとかいろいろなことをしてお
られると思うのです。そういったことも含め
てお話しいただければと思います。

市民生活部長 これまでの取組みというところで、生活安全
交通課長のほうからまず説明させます。

生活安全交通課長 まず、これまでの富山市の自転車に対する取

組みでございますけれども、自転車に関する施策につきましては、環境負荷の低減をはじめといたしまして、健康増進ですとか地域の活性化、それに安全対策などの広い分野にわたります、関係者も広範となるものと考えられます。

また、複数の市町村を通過するサイクリングイベントが多く開催されるなど、自転車の移動範囲も拡大している状況であります。

こうしたことから、自転車施策に関する条例につきましては、市町村の枠を超えた広域的な観点からの制定が必要になると考えておりました、本年3月、県においては自転車活用推進条例を制定されたところであります。

本市のこれまでの自転車に関する取組みといたしましては、まず何よりも、根本的には自転車の安全利用というのが一番大事だということから、自転車を利用される皆様には、その意識づけのための周知ですとか啓発を継続していくことが重要であると考えておりました、このことから、3つの事業を主に展開してまいりました。

1点目が、小学校において自転車交通安全教室を開催しまして、運転免許証のような修了証を子どもさんにお渡しするという事業でございます。

2点目は、14歳以上の者が危険行為を行いますと、自転車運転者講習の受講が義務づけられますので、そういうことを防ぐために、こういうことをしてはいけませんよという危険行為を記載しましたクリアファイルを中学校2年生に配付しております。

そして、3点目といたしましては、中心市街地などにおきまして自転車の走行空間を整備し、歩行者と自転車の空間的な分離による安全の確保を実施しているところであります。そして、本年9月補正予算において予算づけをしていただきました次期自転車利用環境整備計画の策定などを通しまして、引き続き安全な自転車の利用に関する周知・啓発を行ってまいりたいと考えているところであります。

高田 重信委員 今言われたように、安全にも大変力を入れておられるということは重々承知しておりますし、自転車の走行空間がますます増えていくことも見えてきています。

先ほど松井委員も言ったように、任意保険の加入率が低いということについての認識はどのようにお持ちでしょうか。

生活安全交通課長 都道府県ですとか政令市、それから中核市の一部におきましては、条例により、自転車保

険の加入を義務づけしている自治体があることは承知しております。

しかしながら、政令市や中核市を対象に本年5月に調査をいたしましたところ、自転車保険の加入に関しましては一考え方でございますが、意識といたしましては、中核市以上のところもなさっておられるところがあるというふうに承知しております。

そのほか……

高田 重信委員 そうではなくて、富山市の加入率が低いということの認識をどのように持っておられるのかということです。

市民生活部長 これまで議会などでお答えしたこともあるかとは思いますが、自転車の利用というのは近年非常に拡大してきていまして、それに伴って事故も非常に多様化していると市のほうでも考えています。

話としてよく申し上げておりますのは、いわゆる大きな事故によって高額な賠償を求められるということが非常に多くなってきているということがございますので、この部分をカバーするといえますか、それは被害者の救済ということもございまして、加害された方の補償能力を担保するという点においても、

保険加入ということは一定の効果があるもの
ということは、市としては認識しているとい
うところでございます。

したがいまして、保険にはたくさんの方が加
入していただければと、市としてはそうあっ
てほしいということで、近年では保険の加入
については、さまざまな場を設けて周知を図
っているというところですが、加入率は低い
ほうではないかというようなことも聞いたこ
とがございますので、それについては、今後
ともこの保険加入の重要性ということについ
ては周知を図って、多くの方に加入して頂
いただければというのが市としての考え方です。

高田 重信委員 国の標準条例でも、本当は保険のことを入れ
たかったのだけれども、それは市町村なり県
に任せましょうという話であります。東京都
のほうでも今回、今までの条例に加えて保険
の加入を義務づけましょうと取り組んでいる
ということで、流れの筋とすれば、目指して
いる方向は間違いないものかなと私は思っ
ているわけであります。

そうしたことを踏まえながら、今ほど松尾委
員からも質問がありましたが、我々、議会と
すればこの条例制定を想定していて、進めて
いきたいと思っているわけですが、正直、当

局としての考え方はどのような思いなのかお聞かせ願います。

市民生活部長 条例案としてお伺いしておりますものにつきましては、保険加入について進めたいということで、義務化をされるというふうにお話をお聞きしていたところでございます。

条例制定を図りたいということにつきましては、市の自転車の安全利用というものを促進するという意味では、それは大変よいことであるのかなというふうに考えているところでございます。

その中でも保険の加入について義務づけという形でされたいということなのですが、最終の目的と申しますか、それにつきましては、自転車の安全利用が図られること、そのさまざまな条件と申しますか、大義性として自転車を利用される方の保険の加入が促進されるということなのだろうというふうに理解はしているところでございます。

その中で、それを義務化としていくということが今回あるわけなのですが、そういう公共の福祉の増進という目的を果たすための行政の手法としては、さまざまなやり方があるのだろうと思います。今回はこの条例を制定したいということですが、そうではない手法

もあるのだらうと思います。条例制定という手法をとられることと、その中で市民に義務を課すというやり方を今回とられるのだらうというふうなことで理解はしているところでございます。

行政当局としましては、法令で義務というふうになった暁には、違反している場合には是正を促すといったようなことに取り組まなければならないということが多分出てくるのではないかなと考えているところです。

いろいろな対応といたしますか、行政の課題や対応がさまざまある中で、この自転車の安全利用ということに関しましては、生活安全交通課長のほうからも少し話がありましたけれども、対象者がとても広いのだらうと思います。小学生、場合によっては幼稚園児から高齢者までということであったり、障害をお持ちの方、生活困窮者などと、対象が大変幅広いということがまず背景としてあるのかなと思います。

それから、規制の対象となる事案件数が膨大だと。要は、日常的に非常にたくさん利用されている状態で、使い方も非常にさまざまであると。簡単に申しますと、本当に山の中のほうでほとんど車が入らないようなところでも、ちょっと用事で隣に行くという話もあれ

ば、国道8号のような、車がばんばん走っているところでの利用など、利用の仕方がいろいろあるのだろうということでもあります。

それから、どういう形で網をかけるのかということもあるのですが、旅行者であったり近隣の市町村の方の利用もあるのだろうということと、義務を課される中で、罰則というようなものについては今回はお考えがないということがあります。

そういうことをつらつら考えますと、仮に罰則の規定というようなことがあったとしても、規定を遵守していただくためということに対して相当な困難が一そういう法令があるとするならば、冒頭に申し上げましたけれども、それを守っていただくというようなことを市として進めるということの一定の義務と申しますか、責任があるのだろうと。そういったことを実施していくということは、今の構造の中ではなかなか難しい部分があるのかなということ、懸念の部分として申し上げるということであるならば、そういうふうに捉えているということなのです。

すみません、長くなりまして申しわけございません。

高田 重信委員 最後になりますが、今ほどの当局の考え方の

一端は理解したつもりであります。ただ、やっぱり対象者が広く、いろいろな人が使えるということが自転車の利点でありますし、そうした中での事故というのはまさしく確率的には多く、増えていく可能性はあるのかなという認識です。

決して市民の方々に大きな負担をかけるということもなく、自転車を持たれる人、そして提供される業者の方々—そういったシステムは割と簡易に、いろいろな市町村もやっておられることでもありますし、全部規制せよと言っているわけではない中で、もし事故があった場合の負担のすごさを考えると、むしろこうした義務があったほうがそのときの後悔にはならないのかな、市民を守るための必要なものかなということまで意見として述べておきたいと思います。またよろしくお願いします。

金井委員

ちょっと話が戻るかもしれませんが、私の記憶では、40年ぐらい前に、高岡市の女子中学生が通学で自転車に乗っていたところ、おばあちゃんをハンドルで引っかけて、打ちどころが少し悪かったという事故が全国初の死亡事例ではないかなと記憶しているのです。

自転車が第一当事者となっている事故という

のは多いのか少ないのか、あるいは増えてきているのかというデータはあるのですか。

生活安全交通課長 県警察から教えていただいたことになりましたが、自転車が第一、第二当事者となった自転車事故件数につきましては、平成27年は226件でございましたが、平成30年には157件と減少しており、約3割の減少となっております。

大島委員 先ほどの部長の答弁はなかなか苦しく聞こえたのです。田舎では隣に行くのでも歩くか車で、自転車で行かれることはまずないというように私たちは認識しています。

生活困窮者とかゆとりのない方が自転車に乗られて、万が一事故を起こされた場合は、補償ができない。損害賠償命令を受けたら破産で、相手、つまりけがをした人や亡くなった人に補償もできないというほうが、むしろ弱者にとっては非常に危険が伴うので、逆にその人たちに保険に入ってもらったほうがいいのではないかなという思いが1つあります。

あと、私が八尾地域から旧富山市内へ行くときに、高校生が行き帰りを自転車で走っていくのですけれども、右を走ったり、左を走ったり、歩道を走ったり、車道を走ったりとい

うことで一彼らは本能的に安全なところを選んで走っていくのですけれども、100%ヘルメットをしていないですね。

もし大きな接触事故があれば当然死亡につながったり、頭を打って大変な事故になるのでしようけれども、今ドライブレコーダーをほとんどの車が装着している中で、事故があった場合にどういう形でぶつかって、どういうふうに亡くなった、けがをしたということは後ですぐわかってしまうと。その親御さんの嘆きというか、「ああ、ヘルメットをしておいたら助かったんじゃないか」という思いは多分ものすごく強くなるのではないかなと思うのです。

私もこの前たまたまドライブレコーダーをつけたばかりで、信号を無視した軽四自動車が青信号の横断歩道を渡ったおばあちゃんをひいて、私のドライブレコーダーの映像を提供したら、ああ、信号無視で間違いなかったということが証明されました。そういう時代になると、やはりぜひ高校生にもヘルメットをつけてもらいたいというときに、市側としては、条例でこういうふうに決められたものですからぜひお願いしますとか、条例で決まったから保険にぜひ加入してくださいという啓蒙活動は、逆に今まで以上に非常にやりやす

くなるのではないかなと思っています。

その辺のプラスについてぜひ考えていただきたいなというふうに思っておりますが、いかがでございましょうか。

市民生活部長 今回、国のほうで法制定に当たりまして、保険加入義務化でありますとか、保険加入のための新制度のようなことを検討されましたが、結果としては、それは断念されたというか、難しいということがありました。ただ実態といたしましては、地方公共団体が条例で義務化したことによって当該団体での保険加入率が上昇したという側面を捉えて、国ではできなかったけれども、都道府県に対してそうした条例を定めてはいかがかと。技術的助言という形で検討を促したというような背景があるというところであります。

今回の条例案にも、いわゆる国の示している考え方や条例案のところに恐らく即したものであるのではないかなと。国の条例案のほうでも罰則というものがない中で、義務を求めればどうかという1つの施策の方法と申しますか、手法として行うということが示されて、私がさっと見せていただく限りでは、そうした形にのっとったような内容になっているのかなという理解でございます。

今ほこの中で、例えば子どもさんの無謀な一
言い方はおかしいかもしれませんがけれども一
運転に対して、親御さんが苦しまないために
保険加入を義務づける効果ということにつき
ましては、冒頭申し上げましたけれども、い
ざ事故が起きたときの被害者への補償、ある
いは加害者が補償する実効性を高めるような
ことに資するものであるということでありま
すので、そうした観点から、子どもさんの保
険についても、加入が促進されるということ
はよいことであるというふうな考え方は持つ
ているところです。

一方で、こちらも冒頭で申し上げましたよう
に、いろいろな方がいらっしゃる中で、例え
ば生活困窮者に対する支援と申しますのは、
この条例といいますか、自転車交通の安全利
用という施策の中で行うべきものなのか、あ
るいは生活困窮者の方についてはさまざまな
側面において支援が必要であるということも
ございますので、そうした中でトータルで考
えるべきかということについては、今お話を
いただいたところでもありますので、すぐには
直接お答えできませんが、手法としてはいろ
いろあるのかなということは少し思ったとこ
ろでございます。

大島委員

今ほどの部長の答弁で、子どもさんの無謀な運転ということでしたが、私はそういう意味で言ったわけではなくて、被害者になったときに、ドライブレコーダーで、どういう状況で事故に巻き込まれて亡くなった、重体になったというのがわかるという意味と、あと、子どもが加害者になるときは多分不注意で、スマホを見ながら運転していたとか、そういうことが今の時代では多分多くて、本当の過失だと思います。

無謀な運転もたまにはあるかもしれませんが、ほとんどは弱者と、そういう過失の事故が多いのではないかなと少し思っているということをつけ加えさせていただきます。

泉委員

走行区間に対する質問なのですが、基本的な考え方のことです。僕が最近特に気になるのが城址公園前の通りと市役所前の通りなのですけれども、一応自転車、歩行の路側帯というか、通路帯のエリアが示されていると。

そういう中に歩行者が入っていった場合にはどちらが悪くなるのかということが現行法で決められているのかいないのか。例えば、そういうものは一切個々のもので、裁判対応でしかないのか。その辺の事例というのは何か御存じありませんか。

生活安全交通課副主幹 城址公園前、市役所前においては、道路交通法上は自転車通行区分指定ということで、歩道の真ん中に白い実線が引いてありまして、車道側は自転車、建物・民地側は歩行者が通るということで定められております。それについて何か罰則があるとか、それが強制義務であるということには法律上なっていないところですよ。

泉委員 自転車通行帯に進入する人が悪い、または、自転車は運転していてスピードが出ているから、歩行者が弱者なのだという考え方は、現行法では決められていないということです。それに加えて、認識できない一要は、自転車通行帯には、プレートも看板もあり、他の市町村ではブルーラインできちんと囲ってありますが、お店の入り口もあれば、いろいろなものがあるので、そういった面で施設が逆に訴えられるという可能性も出てくるのかなと思ったのです。その辺の考え方はいかがですか。

市民生活部長 まず、歩道上のラインの引き方というのは、基本的には道路管理者のほうで行うということになりますので、お店の方が営業されるに当たって、道にはみ出して何か物を置くとか

というようなことでない限りは、ちゃんと道路が確保されていれば、そこで営業しておられる方の責務というか、落ち度があるといったようなことには、基本的にはならないのかなという理解しております。

ただ、道路につきましては、今の道路交通法上の取扱いというものがございます。どこまでそれを認識しているのか、もしくはしていないのかということにつきましては、むしろそういう認識の度合いということも一定の義務が課されたりするような部分はあるのですが、全体としての交通の対応によって、事故が発生した場合のものでそれぞれの責任というものが決まっていくということになると思います。

ちょっと一概になるところで申し上げようがないので、そういう認識でおります。

泉委員

では、確認なのですが、基本的には誰が悪いという刑事罰としての基本的な罰則規定という方向ではなくて、けがをされた方の救済という面で考えていくべきという方向づけですね。そういった現行法がないのですよね。

市民生活部長　そうです。

橋本委員

この条例案は、保険加入に関しては義務化するといったことになっています。それで、この保険というものについては、一回整理しなければならないのかなと思っております。

例えば自転車損害賠償責任保険、これは商品名かなと思うし、自転車に関する損害賠償責任保険なのか一何かといえますと、自動車保険や火災保険、それからPTAの保険に附帯するものとか、いろいろあって、実は私たちもまだ整理し切れていないのではないかなと思っております。

例えば賠償責任保険も無制限が大体の主となってはいると思いますが、1億円というものもあります。何ををもってこれを保険と考えるのか、共済と考えるのか。このあたりの考え方はどう思われますか。

生活安全交通課副主幹

自転車の損害賠償保険ということでありませけれども、何ををもってかということ、種類はやはりいろいろございます。

個人賠償責任保険等であれば、それこそ自転車に特化した保険もあれば、先ほどおっしゃったような自動車保険の特約のようなものもあると。あと、火災保険とか地震保険にそういった特約をつけるものもあります。あと、先ほど委員がおっしゃったとおり、PTAの

保険だとか団体保険、会社等で団体で加入する保険など、いろいろございます。

共済にしても、市民共済など、あとTSマークに附帯されている保険や、クレジットカードに附帯されている保険など、いろいろございます。

こういったいろいろな種類の保険がある中で、どういう保険、またこういった賠償額の保険に入るのかというのは、その加入される方—保険加入については、こういったレベルのものに入るのか。市役所などの行政は無資格のため、どういう商品かということをお勧めできません。市民、住民の皆さんが商品の説明を受けられて、何が自分の生活対応に即したもののなのかを考えて入られるということになるかというふうに承知しております。

橋本委員

義務化となったら、こういった正しい情報を提供していくしかないのかなと思っています。そして、一番入りにくいと感じる人は、自動車を持っていないとか、アパート暮らしで火災保険に入っていないとか、子どもではないからPTAの保険に入れない、そういった何かの保険に附帯することができないと。そういった人は、本当に単体の自転車保険に入らなければならないのか。

そういったところで、こういった保険なのか整理していかなければならないということで、これは市民生活部に言うべきなのか、一度一私たちも把握していなかったら、市民の方に対して、特に被害者の方になかなか言えないと思いますが、そのあたりは委員長に預けていけばいいのかなと思います。

松井委員

橋本委員には申しわけございませんけれども、富山市自転車安全利用促進条例（案）の概要には、自転車保険の種類にこういうものがあるということを一応全て記載してあります。ただ、これはどういう形であろうが、保険に入ることによって被害者の救済、加害者の負担軽減につながるという意味で記載してあります。

その上で市民生活部長に質問なのですが、富山市のホームページにおいて、本年4月ぐらいに、保険加入と高額損害賠償ということで、自転車と歩行者の事故によって高額賠償という事例があるので保険加入をしてほしいというふうに啓発活動をされていますけれども、実際、今富山市がやっている範囲内での効果について、どういうふうに認識しているのかお聞かせください。

生活安全交通課長 松井委員が御指摘のとおり、富山市のホームページでは、保険の加入ですとかヘルメットの着用を広くPRしているところがございますけれども、検証の方法といたしましてはなかなかホームページの中でごらんいただいた方、それからそのほかにも交通安全教室ですとか、春、夏、秋のいろいろな交通安全キャンペーンの運動期間中などでも、こういうふうな交通事故があったとか、そういうふうないろいろな機会を捉えましてPRをしているところはございますけれども、どれほどの効果があったかということにつきましては、今のところ検証というのはちょっと難しいのではないかなというふうに考えております。

松井委員 そうすると、もし実際、無保険の状態で事故が起きた事例は、今のところ富山市では把握されていないということだと思っておりますが、私がちょっと聞いている話では、これはどこの中学校とは言えないですけれども、学校にあった自転車に生徒が乗って、それで人とぶつかった事故があって、3,000万円ほどの賠償金だったけれども、もちろんその自転車というのは学校に置いてあったもので無保険状態だったという事例が過去にあったそうです。

そういったことを踏まえて、やはり無保険という状態である危険性についてどういうふうに認識しているのか教えてください。

生活安全交通課長 委員御指摘のとおり、そのような無保険の自転車による交通事故が発生した場合、被害者の方々に治療費、慰謝料等のお支払いがまずできない。加害者の方が、どういうふうな経済的状况の中で一全額お支払いができるということは非常に難しいのではないかなというふうに考えますので、まさしくそういうふうに3,000万円と大きな金額の賠償となりますと、やはり保険には入っておいたほうがものすごくよいのではないかというふうに考えます。

しかし、入っているに越したことはないのですけれども、やはり無保険の自転車も、そもそもが盗難自転車であったりとか、所有者が卒業していったそのままずっと学校に置き去りになっているような、そういう自転車の状況にもよりけりではないかと。ただ、被害に遭われた方にとっては、やはり保険加入が必要なのではないかというふうに考えております。

市民生活部長 市が今、自転車の利用について行っていくべ

きことというのは、やはりそれを利用するに当たって、まず安全に、交通事故がないという社会をつくるということが第1に考えることです。

その他、今、国のほうではさまざまな利用の形態に着目して、さらなる向上が進んでいくというようなことも念頭に置いた法律や計画となっているわけですが、やはり市としては、一番大切なことは安全に利用される社会がつくられることであるだろうということだと思います。

そうした中であって、万が一事故が起きたときには、それに対して損害を賠償することが起きてくるということですが、これは本来は民民の世界といえますか、日常の補償の問題ということになってまいります。

したがって、それに対して市が一被害に遭われた方は心情的には大変かわいそうと申しますか、残念なことでありますし、そういう方が、いわゆる正当な補償を受けられない状態ということに関しては、非常に問題であると考えますが、そのこと自身は民民の補償、損害賠償の問題というふうに考えています。補償に対して直接的に市が云々ということではございませんが、安全に利用することの理解を深めるということと、さらにはそういう

補償を受けられないことが起きない、そういった社会を促進するという意味におきまして、保険に加入することを推進するというような立場であるのかなということで、市としては、そのような立場から皆さんにそういったことを緩やかにお願いしてきたというのがこれまでの対応であるというふうに考えております。

松井委員

緩やかな対応ということで取組みをされているのは重々承知です。その上で今、森市政で、本市自体が主要政策として、公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりを掲げています。そういったものの完成度をより高めていく上で、先ほどの話では歩行者と自転車の事故の件数は減ってきているということだったのですが、今、自動車の免許を返納される方もおられ、そういった方も踏まえて公共交通を活用していくとなると、おのずと最寄り駅に行くときは必ず徒歩か自転車の利用が増えるという可能性が高いと思うのですが、それに対してはどういうふうに認識されていますか。

生活安全交通課長

運転免許を返納された方々におかれましては、今後、市が推奨いたしております公共交通を活用していただくというわけでございます。最寄りの駅まで行かれる手段として、徒歩、

それから自転車というふうにおっしゃったわけですが、バス停まで行かれるときなどについては、確かにそういう事例が多くなっていくのではないかと考えております。市といたしましても、最寄り駅の自転車駐輪場の整備などに力を入れているところでございます。

橋本委員

ちょっと話を戻して申しわけないですけども、先ほど生活安全交通課長のほうから、無保険の自転車に乗ってという話がありました。ただ、そもそも賠償は自転車ではなく、人で無保険の自転車に乗っていても、人に賠償責任があれば支払われるものだと考えます。そういったところで、やっぱり全然整理がされていないのではないかというような思いがあります。ごめんなさい、これは意見です。

泉委員

今、橋本委員から話があったように、保険の種類はいろいろあるらしいです。僕もちょっと調べたのですが、例えば、子どもがデパートに行って花瓶を落としても補償できるという保険が自転車にも適用できるなどというものもあるようです。それで、これはやっぱり議員提案の条例とし

て制定を目指していますので一私、厚生委員会副委員長として調べました。日本損害保険協会の出先が富山県も対象にしているらしいのです。そういうところが、呼べば来てくれて、いろいろなことを聞かせてくれるという話も聞いています。

皆さんに1つ提案なのですが、早い段階で保険に対する勉強会を委員会として1回やってはどうかと思うのですが、意見を聞かせてください。

委員長

今ほど、自転車保険関係者から保険の内容についての意見聴取が必要ではないかという意見が泉委員からあったところです。

12月定例会中、来月17日に厚生委員会が開かれるのですけれども、その際に、自転車保険関係者ということで、今ほど言われました日本損害保険協会のほうから内容等について意見を聞くための参考人の出席を求めるところとしたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

ほかに意見や質問などはありませんか。

鋪田委員

自転車通学を認める中学校が新たにできたときに、自転車保険について一般質問をしたことがあるので、この保険の加入については、促進していきたいという立場でありますけれども、一方で、実際に条例制定をしたときに、例えば、市のほうでどうしてもやっていかなければいけないことで、市民に対しても、我々議員もそうですが、市の職員みずから率先して保険に加入していかなければいけないと。

なおかつ、今回、自民党案として提案させていただいているものの中に、努力義務ですけれども、ヘルメットの着用についても言及しているわけなので、これについても、市の職員の方—自転車通勤されている方はどのくらいいらっしゃるかわかりませんが—率先してやっていくということも必要になってくるのかなというふうに思いますが、それについてはどのような見解をお持ちでしょうか。

生活安全交通課長

条例が制定されますと、当然、義務はもちろんでございますけれども、努力義務だとしても、基本的には義務に準ずるものとして、可能な限りその方針に沿っていく必要があるの

ではないかなというふうに考えております。

市民生活部長 法令の構成上、義務であれば、保険は入らなければいけないということになります。公務員は率先してそういう法令、義務を守らなければならないという立場にあるというふうに認識しており、公務員としての基本的なあるべき姿といいますか、しなければいけないということだと思えます。

そういう意味におきましては、市職員にも積極的に呼びかけていくということをしていかなければならないのかなと思えます。

国のどこかで、マイナンバーカードについて名前を書かせてまで云々というようなこともやっておられたようですが、そういうようなところまでやるかは別としまして、条例として決まったならば、それはしなければいけないのかなというのは基本的な認識でございます。

鋪田委員 市内部としてはそうですし、我々議会もそうなのですが、今度はまた市民とか事業者に対する話に戻りますけれども、そういったところに啓発などをする場合に、市の事業としてはパンフレットをつくって置いていただいたり、そういった具体的な事業というものが新

たに出てくるかと思うのです。

もし条例制定となったときにどのようなものが必要になってくるのかお答えいただけますでしょうか。

生活安全交通課長 委員御指摘のとおり、周知・啓発ということで、条例が制定された暁には、今回の条例案の中には義務のものもございます。これまでの周知・啓発に加えて、一般市民の方に対する義務という非常に大きい意味合いのものが今回入ってまいりますので、その点は周知・啓発をより一層強化・充実していかなければいけないというふうに考えております。

鋪田委員 もう少し突っ込んでみると、そういったことについて具体的に事業化していくわけですから、条例が実際に議決されて施行して運用できるまでの期間というのはどうしても必要になってくると思うのです。例えば、義務化の条文が入りますのでパブリックコメントが必要になってくると思いますし、今おっしゃったパンフレットをつくるにしても、予算確保の問題も出てきたりすると思うのです。

そういったタイムスケジュールについて、行政サイド、執行サイドから見て、施行までの時間がどれぐらい必要なのか、その辺を参考

までにちょっと教えていただけますか。

市民生活部長 近年といたしますか、今現在でも、保険加入につきましては、広報等で積極的に行っておりまして、当然、条例が制定されればそうしたことを充実・強化しなければならないという部分はあるとは考えます。そうした施策上の必要な予算がつくとなれば、新たに行うということは考えているわけですが、ただ、今、既存のものの広報の中で、ある程度のことができるだろうと。まず行うべきことというのは、これが義務化されたということを広く周知して、市民の皆さんがわかることが必要だということになってくるかと思いますので、既存の予算の中で確保している広報活動費をそちらのほうに重点的に振り向けることになってくるのかなということは想定されるところであります。

仮に条例施行が来年の4月とか7月などということになった場合に、まずは既存のものの中で一定程度の周知は図れるのかなということがあります。また、施行日以後については、さらに追加的なものとして対応していくということになるのかなと思っています。

今、既存で持っている予算の中で一定程度は当面对応できるのかなというふうな認識はあ

るわけですが、恐らくは、どのくらいの期間を設けなければいけないかというのは、やはり義務を課す規程を設ける場合には、むしろ市民への周知ということが大事になりますので、そうしたものに対しての周知期間を設けると。そうした意味での期間を設けるということのほうが主眼としては重要なのかなと。

こういうものに対しては、一般的にどのくらいがいいのかという話については、その内容に応じるわけですが、ルールがあるわけではありませんが、例えば他都市の状況を見ますと、保険加入の義務化を図った場合には、公布から施行までの期間につきましては、6カ月ですとか9カ月ぐらいを見ているというのが一般的でありますので、そうした部分が1つの参考となるのかなと思っていますところがあります。

鋪田委員

確認ですが、義務化に対する広報については、まず来年度の現予算で対応することは可能であって、具体的に、公布された後については、さらに強化するという意味での予算確保ということなので、タイミング的には、今からやっても補正予算が取れなかったから間に合わないとかということはないというふ

うに認識します。

松尾委員 名称はちょっと忘れましてけれども、市として推進計画を立てておられるところだと思えます。それとこの条例と、もしかしたら整合性を図らなくてはならないことは実際に出てくるのかどうなのか、ちょっと心配になったのです。もしそうであるならば、条例を制定後に計画を策定することになって、計画自体にも影響してくるのかなと今不安に思ったのですけれども、そこら辺はいかがですか。

生活安全交通課長 委員御指摘のとおりでございます、条例が制定されることになれば、当然そちらのほうを最優先にして、条例でこのように決まったということを含めたもので計画を策定していくことになると思います。

松尾委員 それで大丈夫なのかなと一計画を立てて、段取りを組んでやっていらっしゃることなのだろうと思いますし、そちらも本当は急いでやるべきことだろうというふうに思いますが、部長、いかがですか。

市民生活部長 この9月議会で、まず準備段階として計画の策定に向けて調査用の予算を議決いただきま

して、来年度で本格的に着手をすると。来年度末までには計画を完成させるということで考えているところであります。

基本的には、今の安全な利用といいますか、自転車利用環境整備のための計画というところで、国の法令の考え方や計画、あるいは県の計画というものを受けた形のをどれだけ盛り込んでいくかということであるわけですが、先ほどから申し上げましたとおり、今のところは、まずとにかく安全を一義的なものに考えてやっていく必要があるのだろうということでもあります。

国や県の計画等を拝見させていただきますと、これまで法令による努力義務がない中で市が計画で定めてきたものの方向性と基本的には同じなのだろうなということですが、その部分に対して、今の新しいトレンドと申しますか、考え方をいかに取り込んでいくかというやり方だというふうに考えています。

安全利用に関する今回の条例案につきましても、今まで市が行ってきた安全利用の推進ということに関しては、考え方が同じというところだろうなと。

ただ、具体の部分として義務化云々といったようなものが入ってきたときに、プラスアルファのものがどの程度盛り込まれるかという

ことになりまますので、それが膨大なものになれば、やはり計画策定そのものに影響を受けるといことがございます。

したがいまして、どの段階で正式に条例として施行されるかというところで、若干の影響があるのではないかなと一要するに、あまりにも遅きところで制定ということが仮にあったとするならば、それは計画策定に少し影響を与えるのかなと考えるところです。

松尾委員

もし保険加入を義務化するのであれば、市民の方へ周知していく時間がかかなり必要になってくるというふうにやっぱり思いますので、そこら辺は今後のこちら側の課題として、今後進めていく上で、ちょっと慎重にというか、当局側の意見も必要なのだろうなと思います。きょうどうするというわけにはいかないのですけれども、また検討、御協力いただければと思います。

泉委員

次回、日本損害保険協会を呼んで委員会を開こうということで皆さんにお話ししたのですが、この委員会の中で、やっぱりまだ足りないところがあるかなという思いがあれば、次の委員会と一緒に入れたいので、皆さんのほうから、こんなところも団体として1回呼ん

だほうがいいのではないかという御提案があれば、今のうちに言うていただければ、調整もつきやすいと思うので、皆さんの意見をちょっと聞いておきたいです。

委員長 どなたか、御意見はありませんか。

鋪田委員 条例案の中身からして、相手は多岐にわたるということはあるのですが、実際に自転車を使って配送している利用者、具体的に言うと、例えば郵便局だとかいろいろな想定をしたいとは思いますが、義務化によって一定程度影響を受けるような利用者は呼ばれたほうがいいのかと、意見は伺ってもいいのかというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

鋪田委員 議会が必要だと思えば呼ばなくてはいけないので、ここで参考人を決めて、例えば……。

委員長 先ほどの日本損害保険協会というふうに、具体的にどこに依頼するのかというのをこの委員会の場で決めて、参考人招致ということと議長から出席の要請書を出すことになります。もし、先ほど言いました日本損害保険

協会以外のどこかに打診をして、12月17日に来てもらいたいというところがあれば、具体的にどこかということを決めてしまわないといけないのですけれども。

（「では、郵便局」「今すぐは……」と発言する者あり）

委員長 そうしましたら、とりあえず12月17日（火曜日）に向けて、日本損害保険協会のほうには出席の要請を出します。相手の都合とかもあるんで、ほかにどこかあれば、きょう、あすじゅうにでも……委員会で決めないといけないのです。

鋪田委員 では、改めて。
日本郵政、郵便局をお願いします。

（「ちょっとそこだけだと……」「交通安全協会」と発言する者あり）

委員長 高田 重信委員、今ほど交通安全協会と言われましたか。

高田 重信委員 交通安全協会とか、そういう大きい団体のほうが一どうなのでしょう。

委員長 高田 重信委員のほかには、いいですか。
そうしましたら、この場で決めないと次の委員会に向けての出席要請ができないので、12月17日の件については、日本損害保険協会と、今ほど出ました日本郵政に議長を通して出席要請をかけてよろしいですか。
相手の都合もあるので……

松尾委員 確認していないのですが、日本郵政は、仕事なので保険に入っているだろうと思うのですけれども、そういうことというのは、損害保険について詳しい人が全てわかっているのではないかなと一どうなのですかね。知っていらっしゃるのかなと思いましたが、違いますか。

鋪田委員 たまたまヘルメットの着用とかも条例の中に入っているから、先々のいろいろなことも含めて、総合的に事業者として影響をどの程度受けるかということで、話をお聞きしておけばいいのかなと。

委員長 そうしましたら、その2カ所に12月17日の日付で出席要請を行うということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、今ほど申しましたように、この後、委員会条例第68条によって、私のほうから議長に参考人出席要求書を提出し、議長から参考人に出席要請書を送付していただくこととなりますので、御承知おき願います。

さらに、本日の協議も踏まえ、富山市自転車安全利用促進条例案の課題等を次回以降の委員会において一つずつ確認していきたいと思っておりますので、委員各位におかれましては、条例案の内容について改めて検討しておいていただきますようお願いいたします。

これをもって、本日の厚生委員会を閉会いたします。

令和元年11月25日
厚生委員会記録署名

委員長 高田真里

署名委員 金井毅俊

署名委員 大島満